

．ドイツ

ドイツにおける石綿健康被害の補償は、社会保険制度の一つである労災保険による。労災保険は、政府ではなく、原則として同一業種の事業主を強制加入とする同業組合（労災保険組合）によって運営されている。労災保険のもと補償対象となる石綿関連疾病は、中皮腫、石綿肺を併発した肺がん又は喉頭がん、石綿粉じんによる胸膜疾患を併発した肺がん又は喉頭がん、石綿肺又は石綿粉じんによる胸膜症と指定されている。

そこで、現時点で労災補償以外の石綿健康被害救済制度のないドイツについては、労災補償制度のもとでの石綿健康被害者への補償を中心に現状を整理する。

ドイツの概要表

石綿関連データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産 1920 年代に生産を行っていた模様 ・ 輸入量 1970 年代後半から 80 年代前半に年間 45 万トン以上を輸入 ・ 消費量 <ul style="list-style-type: none"> - 1970 年代後半から 80 年代前半に年間 40 万トン前後を消費 - 1870 年、フランクフルト/メインにドイツ初の石綿加工会社創立 - 1925 年には、石綿加工工場は 59 カ所に増え、4,000 人近くを雇用 - 第二次世界大戦中は大部分が造船業界で使用
石綿健康被害救済制度の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
労災補償制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠法 社会法典第 7 編 法定事故保険 ・ 保険運営機関 同一業種の事業主が加入義務を負う同業組合（労災保険組合） ・ 労災補償の対象となる石綿関連疾患 <ul style="list-style-type: none"> - 石綿肺 - 胸膜疾患を併発した肺がん、喉頭がん（累積 25 繊維年の石綿ばく露が証明された場合など） - 中皮腫 ・ 給付内容 <ul style="list-style-type: none"> - 救急治療、医者による治療、歯科治療、薬、自宅看護、リハビリ施設での治療、医療リハビリなどにかかる費用 - 年金（職業性疾患の結果 26 週間以上にわたり就労能力が少なくとも 20%以上低減した場合、複数の職業性疾患の結果就労能力が少なくとも 20%低減した場合などに、年間労働報酬額（保険事故前の 12 ヶ月の収入）に基づき算出される額を受給） - 被保険者の遺族へは、死亡手当て、遺族年金などを支給

ドイツの概要表

<p>石綿健康被害の状況 (労災補償制度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿関連疾患労災請求数 <ul style="list-style-type: none"> - 2003年までに 24,000 件 (累計) - 1970年までは毎年 130 件以下であったが、1984年には 790 件、2005年には 7,299 件に ・ 石綿関連疾患労災認定数 <ul style="list-style-type: none"> - 1990年の認定件数は約 800 件 - 2000年以降、3,000 件を超え、近年では 3,500 ~ 3,700 件程度 - 2005年の認定件数は 3,738 件で前年の 3,772 件から減少 ・ 石綿関連疾患死亡数 <ul style="list-style-type: none"> - 1980年には 74 件、1996年までに大幅に増加 - 2000年には 957 件、2001年に 931 件、2003年には 1,068 件、2005年には 1,527 件 - 1980年からの累計総数は 11,000 件 ・ 石綿関連疾患補償額 <ul style="list-style-type: none"> - 被害者やその遺族の医療費、年金などは増加の一途 - 2001年には年間給付総額が 2 億 9000 万ユーロ (464 億円) に - 2003年は前年 2002 年より 6.5% 増加し、1999年に比べ、約 40% の増加 ・ 1970年代の石綿使用量に基づくピーク予測 <ul style="list-style-type: none"> - 患者数のピークは、2005年から 2015年と予測 - 累計補償総額は 100 億ユーロ (1 兆 6,000 億円) となる見込み - 2020年には年間 20,000 件の死亡例が出るとの予測
<p>環境ばく露の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿に関する一般的な問合せを、種々の相談窓口で受付 ・ 家庭における石綿被害に関しては、自治体の建設・環境局で測定、建て直しのアドバイス、家電などの家庭で使う機器に関しては消費者センターに問い合わせ可能 ・ 首都ベルリンでは、地区単位で環境局が相談窓口を設置
<p>石綿健康被害に関する情報収集システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1972年に設立された石綿粉じんばく露被用者中央登録機関 (Central Registration Agency for Employees Exposed to Asbestos Dust; ZAs) が、石綿健康被害に関する情報収集を実施 ・ ZAs の任務：法律に規定された 3 つの任務 <ul style="list-style-type: none"> - 石綿にばく露した労働者に関するデータのコンピュータ登録 - フォローアップ検査及びばく露後 (post-exposure) 検査の実施 - 個人情報、職業履歴などの保存、労災認定用個別データ提供 ・ ZAs データベースの内容 <ul style="list-style-type: none"> - 個人情報 - ばく露情報 - 医療検査情報 ・ 登録者数 <ul style="list-style-type: none"> - 石綿にばく露した登録者数は、47 万 9,266 人 (2002 年 12 月 31 日時点) - このうち、石綿の除去作業などに現在も従事している登録者は、62,000 人 ・ 登録者を対象とした医療検査プログラム <ul style="list-style-type: none"> - 健康診断、肺機能検査などの実施 - 年間およそ 65,000 件実施され、増加傾向

本章では以下 1 ユーロ = 160 円として換算

1. 石綿関連データ

(1) ドイツにおける石綿の生産量・輸入量・輸出量・消費量

1870年、フランクフルト/メインにドイツ初の石綿加工会社が創立された。1925年には、石綿加工工場は59カ所に増え、1,928人の女性と1,885人の男性が雇用されていた。第二次世界大戦中は石綿が少量しか入手できず、その大部分が造船業界で使用されていた。

戦後から1980年代にかけて石綿の消費量は急激に伸び、1980年には年間消費量が約44万トンに達した。1980年以降、石綿の消費量は急激に減少し、現在ではスクラップ作業、建て直し作業、改修作業以外は石綿の取り扱いが禁止されているため、100トン程度となっている。

ドイツの石綿生産量・輸入量・輸出量・消費量(1920～2003年)

単位：トン

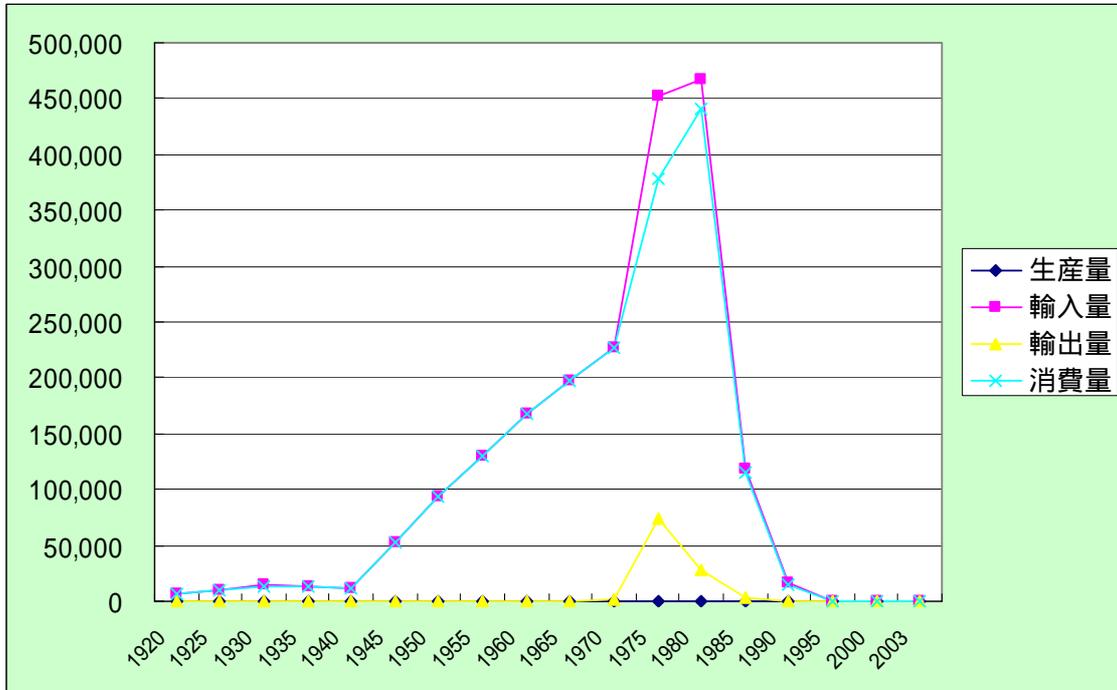
	生産量	輸入量	輸出量	消費量
1920年	28	6,828	209	6,647
1930年	-	14,107	398	13,709
1940年	-	11,555	374	11,181
1950年	-	93,858	15	93,842
1960年	-	167,634	226	167,408
1970年	-	227,627	924	226,703
1975年	-	451,913	73,770	378,143
1980年	-	467,378	27,333	440,045
1985年	-	117,772	3,064	114,708
1990年	-	15,692	608	15,084
1995年	-	98	—	98
1996年	-	119	—	119
1997年	-	143	—	143
1998年	-	256	—	256
1999年	-	998	—	998
2000年	-	212	—	212
2001年	-	135	—	135
2002年	-	141	—	141
2003年	-	102	—	102

注：1990年以前は、旧西ドイツと旧東ドイツの合計量。

出典) USGS, "Worldwide Asbestos Supply and Consumption Trends from 1900 through 2003"より作成

ドイツの石綿生産量・輸入量・輸出量・消費量（1920～2003年）

（トン）



出典) USGS, “Worldwide Asbestos Supply and Consumption Trends from 1900 through 2003”より作成

2. 労災補償制度と石綿健康被害の状況

ドイツでは、石綿健康被害者に対する補償制度は、職業ばく露に起因する被害者向けの労災補償制度があるのみで、環境ばく露による健康被害者への救済・補償制度は現在のところ存在しない。また、石綿健康被害の状況についても、労災補償制度の枠組みの中で統計的な整理が行われていることから、職業ばく露に起因する石綿健康被害の状況をまとめる。

(1) 労災補償制度の法的根拠

ドイツにおける労災補償制度のもととなる保険は、「社会法典第7編 法定事故保険 (Sozialgesetzbuch SGB VII Gesetzliche Unfallversicherung)」に基づく社会保険制度である。原則として被用者の場合、同一業種の事業主が加入義務を負う同業組合 (労災保険組合)²¹ (gewerbliche Berufsgenossenschaft) が保険運営機関 (保険者) となって運営される。その他の保険運営機関には、連邦事故金庫、州事故金庫、市町村事故金庫、鉄道事故金庫などがある (SGB VII 第114条)。

(2) 労災補償制度と石綿疾患

1938年に、石綿肺が労災補償の対象となる職業性疾患として認定され、1940年8月、「石綿粉じん対策のための同業組合規則」(Berufsgenossenschaftliche Regeln für die Bekämpfung von Asbeststaub) が公布された。第二次世界大戦中とその後の戦後復興の間こうした動きは一旦中断されていたものの、1970年代には、石綿の発がん性が話題となった。1971年に同業組合は、健康に障害をきたす石英・石綿粉じんに関する規則を初めて採択し、これは「事故防止規定」(Unfallverhütungsvorschrift) に包括された。1993年以後石綿の使用あるいは石綿製品の取り扱い、特別な場合を除いて禁止され、2005年以降は欧州連合においても全面禁止となっている。ただし、例外的に石綿を取り扱う作業においては、「危険物取扱令に関する技術規則」(TRGS: Technische Regeln zur Gefahrstoffverordnung) 517及び519で定められている詳細な規定を遵守しなければならない。

ドイツでは1938年に石綿肺が職業性疾患として認定された。1977年には、職業性疾患令付則4105番に、肋膜、腹膜、胸膜中皮腫が追加された。1992年の職業性疾患令変更により、石綿による肺がんが職業性疾患4104番に認定され、最低25繊維年 (25×10^6 [繊維/m³]) のばく露が証明できれば、肺がんも石綿起因疾患と認められることが追記され

²¹ 同業組合 (Berufsgenossenschaft) とは、ライヒ保険法 (RVO) に基づき、ドイツの産業諸部門で法定の労災保険 (Unfallversicherung) の保険者となることを任務とする公法上の自治団体で、商工業労災保険、農業労災保険がある。商工業労災保険は、一般労災保険とも呼ばれ、その下に35の同業組合 (労災保険組合) がある。「職業組合」及び「職業保険組合」という邦訳もよく見かけられるが、本報告書では同業組合に統一した。

た。認定のための証明データとして、様々な石綿の取り扱い作業、さらにばく露に関する信憑性のある日付が必要である。また 1997 年 10 月 31 日には、喉頭がんも追記された。

補償対象となる石綿関連の職業性疾患として、2002 年 9 月に施行された「職業性疾患令」(Berufskrankheitenverordnung) 附則で以下の疾患が列挙されている。

- ・ 4103 番：石綿肺または石綿粉じんによる胸膜症
- ・ 4104 番：石綿肺を併発した肺がんまたは喉頭がん、事業所内で最低 25 繊維年ばく露した結果併発した肺がんまたは喉頭がん
- ・ 4105 番：石綿による肋膜、腹膜、胸膜の中皮腫

石綿関連職業病の指定とその進展

日付	疾病 / 条件	
	<i>第三帝国時代</i>	
1936.12.01	重度の石綿肺	
1943.01.29	肺がんを併発した重度の石綿肺	
	<i>ドイツ連邦共和国</i>	<i>ドイツ民主共和国</i>
1950.04.27		呼吸・循環器系の機能低下が証明された石綿症、または肺がんを併発した石綿症
1952.07.26	石綿肺	
1976.12.08	石綿起因性の胸膜中皮腫または腹膜中皮腫	
1981.04.21		石綿肺または胸膜石綿症、石綿起因性がん
1988.03.22	石綿肺または石綿起因性の胸膜疾患	
1992.01.01	<i>ドイツ連邦共和国</i>	
1993.01.01	以下の条件を伴う肺がん -石綿肺の併発 -石綿起因性の胸膜疾患の併発 -累積 25 繊維年の石綿ばく露が証明された場合 -石綿起因性の胸膜中皮腫、腹膜中皮腫、心膜中皮腫	
1997.12.01	以下の条件を伴う肺がんまたは喉頭がん -石綿肺の併発 -石綿起因性の胸膜疾患の併発 -累積 25 繊維年の石綿ばく露が証明された場合	

出典) O. Hagemeyer A H. Otten A T. Kraus, "Asbestos consumption, asbestos exposure and asbestos-related occupational diseases in Germany" Int Arch Occup Environ Health (2006)

(3) 給付内容

社会法典第7編第27条「治療の範囲」(SGB VII §27 Umfang der Heilbehandlung)において挙げられている保険給付は、以下の通りである。

- ・ 救急治療
- ・ 医者による治療
- ・ 歯科治療(義歯も含む)
- ・ 薬、応急手当材料
- ・ 自宅看護
- ・ 病院やリハビリテーション施設での治療
- ・ 医療リハビリ

このほか、就業不能(医療手当てによる全日就業不能も含む)の際に給付される傷害手当でもある²²。

また、以下の条件を満たす場合には年金(Rente)が給付される²³。

- ・ 労働事故・職業性疾患の結果、26週間以上にわたり被保険者の就労能力が少なくとも20%以上低減した場合、年金の請求権が発生
- ・ 就労能力が複数の労働事故・職業性疾患の結果少なくとも20%低減した場合、年金の請求権が発生
- ・ 過去の労働事故・職業性疾患に関しても年金の請求権が発生

給付額は、年間労働報酬額に基づき算出される。この年間労働報酬額は、保険事故前の12ヵ月の収入を意味する。また、年金を受ける場合には、労災保険(Unfallversicherungsträger)から支給されるが、その際、他の法定年金の減額による併給調整が行われる。

就労能力を完全に喪失した場合には、満額の年金(年間労働報酬額の3分の2)が支払われる。就労能力の部分的な低減の場合は、就労能力低減の程度に応じて、満額年金をベースとする百分率で定められる。

被保険者が死亡した場合、その遺族には次の請求権がある²⁴。

- ・ 死亡手当(労働報酬額の約7分の1)
- ・ 埋葬場所までの遺体搬送手当²⁵
- ・ 遺族年金(基本的には、寡婦・寡夫に対しては、被用者の死亡後最高24ヵ月まで支給される。最初の3ヶ月は労働報酬額の約3分の2が支給される。遺児に対しては

²² 社会法典第7編第45条

²³ 社会法典第7編第56条

²⁴ 社会法典第7編第63条

²⁵ 被用者が、保険事故関連のため、あるいは保険補償をうける条件の枠内において、定住地以外の場所で亡くなった場合は、埋葬場所までの遺体搬送手当が支給される。

成人年齢に達するまで、就学中もしくは職業教育中である場合は 27 歳に達するまで、片親の場合は労働報酬額の 20%が、両親ともなくしている場合は 30%が支給される)

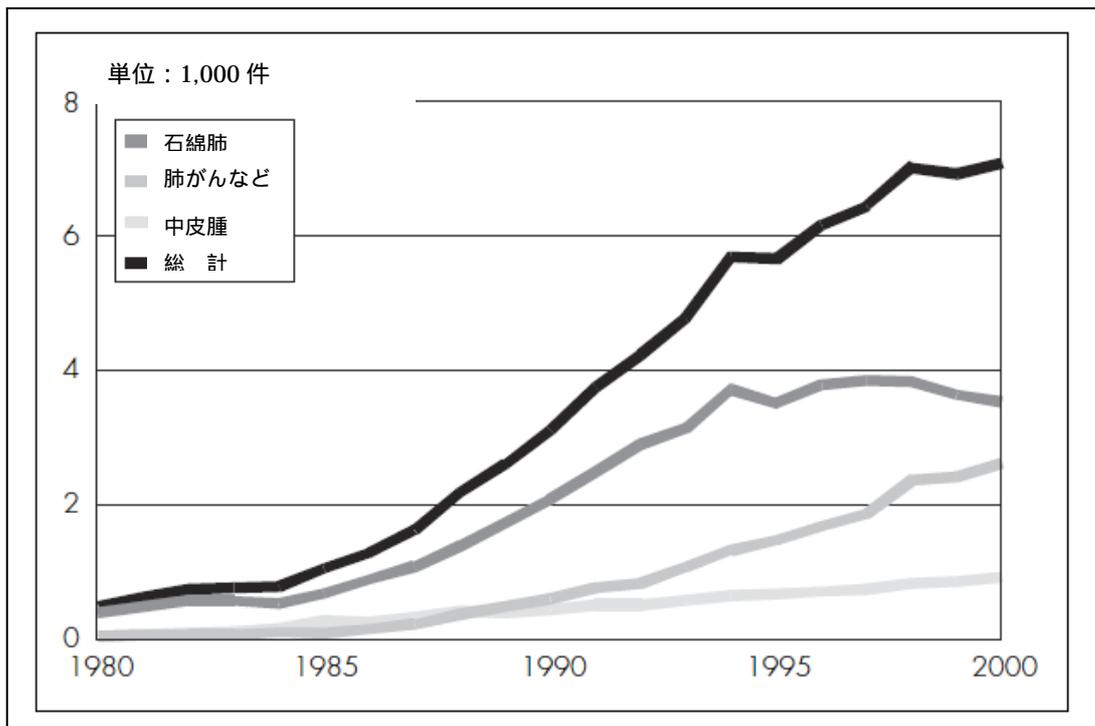
- ・ 補助金（遺族年金支給請求権を持たない場合に支給される。基本的には被用者の労働報酬額の約 40%の額相当）

(4) 労災補償制度の実績と石綿健康被害の状況

労災補償請求

同業組合の報告によれば、石綿による職業性疾患、つまり石綿肺や、中皮腫、肺がんなどの疾患件数（累計）は、2003 年までに 24,000 件、年間総給付額 3 億ユーロ（480 億円）に上った（2004 年 10 月 8 日のデータ）。1970 年までは石綿職業性疾患が疑われる件数は毎年 130 件以下であったが、1984 年には 790 件まで上り、2005 年には 7,299 件に達した。

石綿職業性疾患が疑われる疾患の件数（1980～2000年）



出典) Hauptverband der gewerblichen Berufsgenossenschaften, Asbestverursachte Berufskrankheiten in Deutschland – Entstehung und Prognose

1993 年以後は、肺がんなどの疑いがあるケースの届け出数の増加が顕著となっている。これは、1992 年 12 月 18 日に職業疾患規定における繊維年のモデルが導入されたことによる。また 1998 年には、1997 年末に喉頭がんが認定疾患として追加されたことから、請

求数が増加している。

職業性石綿関連疾患請求件数（1960～2005年）

	石綿肺	肺がんなど	中皮腫	合計	全請求に占める割合
1960年	35	1	-	36	0.4%
1980年	385	52	48	485	1.2%
1990年	2,075	602	441	3,118	6.1%
2000年	3,545	2,632	920	7,097	9.5%
2003年	3,541	2,610	1,034	7,185	12.6%
2004年	3,440	2,523	1,119	7,082	12.7%
2005年	3,434	2,793	1,072	7,299	13.6%

出典) Hauptverband der gewerblichen Berufsgenossenschaften, BK DOK 2002 Dokumentation des Berufskrankheiten-Geschehens in Deutschland, HVBG: Geschäfts- und Rechnungsergebnisse der gewerblichen Berufsgenossenschaften 2005 より作成

労災補償認定数

石綿に起因する職業性疾患の認定件数は、下表に示すとおりである。2000年以降の3,000件を超える認定が行われており、2004年には3,772件に上ったが、2005年には3,738件と減少している。認定率を見ると、石綿関連疾患全体では50%程度となっているが、中皮腫は70%以上、石綿肺は60%程度、肺がんなどは30%前後となっている。全認定に占める石綿関連疾患認定の割合も年を追うごとに上昇し、2005年には全体の4分の1に達している。

職業性石綿関連疾患認定件数（1980～2005年）

	石綿肺		肺がんなど		中皮腫		合計		全認定に占める割合
	認定数	認定率	認定数	認定率	認定数	認定率	認定数	認定率	
1980年	118	30%	20	38%	36	75%	174	36%	1.4%
1990年	379	18%	132	22%	291	66%	802	26%	8.6%
2000年	1,757	49%	704	27%	652	71%	3,113	44%	19.0%
2003年	1,975	58%	784	30%	788	76%	3,547	49%	22.5%
2004年	2,051	60%	841	33%	880	79%	3,772	53%	23.8%
2005年	2,114	62%	771	28%	853	80%	3,738	51%	25.1%

出典) Hauptverband der gewerblichen Berufsgenossenschaften, BK DOK 2002 Dokumentation des Berufskrankheiten-Geschehens in Deutschland, HVBG: Geschäfts- und Rechnungsergebnisse der gewerblichen Berufsgenossenschaften 2005 より作成

1980年から2000年までに労災認定を受けた石綿肺の内訳は下表の通りである。

認定を受けた石綿肺の内訳

審査年	診断所見の認定されたもの		認定を受けた職業性疾患（年金無、給付有り）		新規年金給付		認定件数合計
	件数	%	件数	%	件数	%	
1980年	0	0.0	8	8.8	83	91.2	91
1981年	0	0.0	14	13.0	94	87.0	108
1982年	0	0.0	27	22.7	92	77.3	119
1983年	0	0.0	32	22.4	111	77.6	143
1984年	0	0.0	18	11.8	135	88.2	153
1985年	0	0.0	18	11.7	136	88.3	154
1986年	0	0.0	19	11.5	146	88.5	165
1987年	0	0.0	27	13.9	167	86.1	194
1988年	0	0.0	30	10.9	246	89.1	276
1989年	0	0.0	24	7.8	282	92.2	306
1990年	0	0.0	73	19.3	304	80.6	377
1991年	8	1.7	111	23.3	357	75.0	476
1992年	37	5.7	265	41.1	342	53.1	644
1993年	831	66.3	52	4.1	371	29.6	1,254
1994年	1,109	68.0	108	6.6	414	25.4	1,631
1995年	1,563	74.8	131	6.3	396	18.9	2,090
1996年	1,374	68.5	179	8.9	453	22.6	2,006
1997年	1,376	68.6	185	9.2	446	22.2	2,007
1998年	1,479	70.4	186	8.9	436	20.8	2,101
1999年	1,445	69.4	231	11.1	405	19.5	2,081
2000年	1,213	64.7	288	15.4	373	19.9	1,874
合計	10,435	57.2	2,026	11.1	5,789	31.7	18,250

出典) Hauptverband der gewerblichen Berufsgenossenschaften, Asbestverursachte Berufskrankheiten in Deutschland – Entstehung und Prognose

死亡件数

職業性石綿関連疾患の病状の進行は様々ではあるが、死亡件数は1980年には74件、1996年までに大幅に増加しており、2000年には957件、2001年に931件、2003年には1,068件、2005年には1,527件に上っている。1980年からの累計総数は11,000件となっている。

職業性石綿関連疾患別の死亡件数（1996～2005年）

	石綿肺	肺がんなど	中皮腫	合計
1996年	56	466	355	877
1999年	53	535	426	1,014
2000年	55	437	465	957
2001年	47	438	446	931
2002年	58	483	468	1,009
2005年	71	686	770	1,527

出典) Hauptverband der gewerblichen Berufsgenossenschaften, BK DOK 2002 Dokumentation des Berufskrankheiten-Geschehens in Deutschland, HVBG: Geschäfts- und Rechnungsergebnisse der gewerblichen Berufsgenossenschaften 2005 より作成

補償給付額

被害者やその遺族の医療費などは増加の一途をたどり、2001年には総額が2億9,000万ユーロ（約464億円）に上った²⁶。2003年の補償給付額は前年2002年より6.5%増加した。また、1999年の数値に比べると約40%の増加しており、職業性石綿関連疾患の患者への補償給付額は今後も伸びるであろうと予測されている²⁷。

なお、石綿肺、肺がん、中皮腫患者に対する2002年における年金給付額は、以下の通りである。

2002年における年金給付実績

	労働者向け	遺族向け	年金給付総計
石綿肺、肺がん、中皮腫	80,900 ユーロ (1,294万4,000円)	162,600 ユーロ (2,601万6,000円)	243,500 ユーロ (3,896万円)
(全年金給付に占める割合)	13.3%	40.6%	24.2%

出典) Hauptverband der gewerblichen Berufsgenossenschaften, BK DOK 2002 Dokumentation des Berufskrankheiten-Geschehens in Deutschland

ピーク予測

石綿関連疾患の患者数は、ばく露から発病までに潜伏期間があるため、2005年から2015年にかけてピークを迎えると言われている。また、補償総額も100億ユーロ（1兆6,000億円）に達する見込みである。2020年にはドイツにおいて20,000件の死亡例が出るのではないかと危惧されている。なお、これらの予測は、ドイツにおける1970年代の石綿使用量に基づいた数値である²⁸。

²⁶ Berufsgenossenschaft der Feinmechanik und Elektrotechnik (BGFE)、Informationen für die Sicherheitsfachkraft Ausgabe 1-2003

²⁷ <http://www.hvbg.de/d/pages/presse/archiv/archiv04/asbest.html>

²⁸ Berufsgenossenschaft der Feinmechanik und Elektrotechnik (BGFE)、Informationen für die

3. 環境ばく露の取扱い

ドイツでは、環境ばく露の被害者救済制度は存在しない²⁹。ただし、石綿に関する一般的な問合せは、幾つかの相談窓口で扱っている。

例えば家庭における石綿被害に関しては、自治体の建設・環境局で測定、建て直しのアドバイスを受けることができ、家電などの家庭で使う機器に関しては消費者センターに問い合わせることができる。そのほか首都ベルリンでは、地区単位で環境局が相談窓口を設けている。

4. 石綿健康被害に関する情報収集システム

ドイツにおいては、石綿粉じんばく露被用者中央登録機関（Central Registration Agency for Employees Exposed to Asbestos Dust; ZAs）が、石綿健康被害に関する情報収集を行っている。本節では、この石綿粉じんばく露被用者中央登録機関の活動を取りまとめる³⁰。

（1）石綿粉じんばく露被用者中央登録機関の任務

1972年に設立されたZAsは、法律に規定された3つの任務を有している。

- ・ 石綿粉じんばく露した労働者に関するデータのコンピュータ登録
- ・ フォローアップ検査及びばく露後（post-exposure）検査の実施
- ・ 情報保護法（Data Protection Act）の制約のもとでの個人情報、職業履歴、医療データの保存、並びに、職業病患者の給付資格決定のための個別データ提供及び調査目的での集団データの提供

なお、石綿粉じんばく露被用者中央登録機関の運営費用（2002年実績でおよそ220万ユーロ（3億5,200万円））は、保険運営機関間で分担されている。

（2）石綿粉じんばく露被用者中央登録機関データベースの内容

データベースには、以下の情報が保存されている。

- ・ 個人情報（名前、住所、生年月日、性別、法定年金保険番号など）
- ・ ばく露情報（始期、終期、石綿と接触のあった職業の性質など）
- ・ 医療検査情報（検査日、検査を実施した医師の名前・住所、結果（当該個人の同意があった場合））

Sicherheitsfachkraft Ausgabe 1-2003

²⁹ 同業組合中央連合会（HVBG）広報担当 Stafan Boltz 氏に確認済み。

³⁰ 本節では以下の論考を参照。Eckart Bulla, Primary and secondary asbestos-related prevention in Germany – from the first BG Rules to 30 years of the Central Registration Agency for Employees Exposed to Asbestos Dust (“ZAs”), Asbestos European Conference 2003.

(3) 登録者数

2002 年 12 月 31 日時点で、石綿にばく露したとされる者の登録者数は、47 万 9,266 人となっていた。また、このうち、石綿の除去作業などに現在も従事している登録者は、62,000 人である。

その他、46,900 社ほどの企業が、石綿製品を生産していた、あるいは、石綿を使用していた企業として登録している。このうち、現在も石綿に関連のある事業を行っている企業は 18,450 社にのぼる。

(4) 医療検査プログラム

石綿粉じんばく露被用者中央登録機関に登録している人々を対象とした職業健康診断プログラムは、以下の事項から成り立っている。

- ・ 雇用履歴及び病歴
- ・ 健康診断 (physical examination)
- ・ 肺機能検査
- ・ 後部から前部への胸部 X 線検査
- ・ 胸部のコンピュータ断層撮影 (不明瞭な場合実施)

上記検査は、検査を受ける者の近隣の医療機関において、1 年から 3 年の間隔で実施される。ただし、検査の内容・頻度は、年齢、潜伏期間、ばく露レベル、職業タイプなどにより異なる。検査は、年間およそ 65,000 件実施されており、増加傾向にある。